

Together おとな子どもも 共に育まれる場所に

「おとなが教える」のではなく
一緒に楽しみながら活動する



東谷小学校区コミュニティ推進協議会
東谷共育クラブ（物作り担当） 藤井克治さん

さまざまな世代間で交流
「子どもとおとなが共に元
気をもろう。子ども同士や子
どもとおとなの世代間交流が
でき、共に育まれる場所がで
きたらと始まった『東谷共育
クラブ』も、今年で5年目。
今年と同コミュニティ設立30周
年記念プロジェクトとしても
取り組んでいます」と話すの
は、東谷小学校区コミュニティ
推進協議会役員で同クラブ物
作り担当の藤井克治さん。

東谷小学校の多目的室で月
2回開催されている同クラブ
では、小学2～6年生とおと
なと一緒に竹とんぼやクリスマスリースなどの物
作りを体験。他にも将棋やそ
ろばんなどを行っています。
開設に当たっては、どうす
れば参加してもらえるのか、
保護者にアンケートをとるな
ど、準備に1年をかけたそう
です。

「子どもたちにとって、親
以外のおとなや他の学年の子
どもと関われる場所ってあま
りないように思っています。そ
ういう場って、子どもの将来
にとってプラスになるでしょ
うし、おとなも子どもとふれ
あうことで元気をもらえま
す。お互いに楽しく成長でき
る場所になっているのではな
いでしょうか」そのためには、
同クラブではあいさつなどの
礼儀面に気を付けていると藤
井さん。

子どもの喜ぶ顔が活気に
子どもは毎年30人前後が集
まりますが、おとなはなかな
か集まらないそうです。
「今、登録しているおとな
は9人。平均年齢は70歳を超
えています。もう少し若い人
にも参加してもらえたらと、
正直思います。事前準備など
大変なこともあります。です
が、子どもの喜ぶ顔を見たり
『子どもが毎回楽しみにして
います』『クラブがきっかけ
で物作りができるようになりました』といった保護者の声
を聞いたりすると、自分たち
にとっても喜びや活力になり
ます。ぜひ、一度のぞきに來
てもらえればと思います」



薄焼き卵のごま酢あえ 子どもも大好き甘酢メニュー

おとな子どもも
食と育つ 保健センター
☎(758)4721

レシピ 市立保育所給食部会

- 材料 4人分
卵 中2個
油 大さじ1/2
キュウリ 120㌘ (中1本)
ニンジン 100㌘ (小1本)
ごま 小さじ4
砂糖 大さじ1
酢 大さじ1と1/2
塩 適量
熱量 (おとな1人分) : 134kcal、塩分 : 0.2㌘

- 作り方
①フライパンに油をしき、卵を薄焼きにして細く切る。
②キュウリはきれいに洗い、千切りにして塩もみする。
③ニンジンは千切りにしてゆでる。
④ごまはいつでもすり鉢でする。
⑤砂糖、酢、塩とごまを混ぜ、卵と水気を切った野菜とあえる。
一言メモ 冬はキュウリの代わりにダイコンで。

人権啓発シリーズ
生きる 人権推進室
☎(740)1150

人権教育・啓発推進法 部落差別をなくす同和教育・啓発から 本格的な人権教育・啓発へと拡張

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発
推進法）」は2000年11月28日に国会で可決・成立し、12月
6日に施行されてから17年が経過しました。

この法律は、「人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、
社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の
発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情
勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に
ついて、国、地方自治体及び国民の責務を明らかにするととも
に、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資すること」を
目的としています。そして人権教育は「人権尊重の精神の涵養
を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の
理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めること
を目的とする広報その他の啓発活動」と定義されました。また
基本理念は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓
発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、
国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解
を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、
効果的な手法の採用、国民の主体性の尊重及び実施機関の中
立性の確保を旨としなければならない」とされました。

日本における人権教育と人権啓発は部落差別をなくす同和
教育と同和啓発から出発しました。しかし人権尊重の意識の
高まりとともに、在日コリアンや女性、障がい者、アイヌ民族、
ハンセン病回復者、HIV感染者、犯罪被害者、高齢者、子
どもなどに対する差別をなくし平等な社会を実現していく、本
格的な人権教育と人権啓発へと次第に拡張されるようになり、
今日に至っています。 (大阪人権博物館 館長 朝治武)

消費生活センターだより 消費生活センター
☎(740)1167

レンタルオーナー契約のトラブル レンタル料の収入があるはずが 商品購入の多額の借金返済だけが残る

事例 3カ月前、友人に、もうかる話があると呼び出され、
業者の事務所に連れて行かれた。業者から「空気清浄器を1
台2万円で購入し、それを貸し出すと毎月980円のレンタル
料が入る。500万円で250台購入し、貸し出せばレンタル
料は月24万5,000円。5年で1,470万円になる。貸し出
し先はこちらで見つける」と言われた。「そんな大金は用意
できない」と話すと「借金して用意すればいい」と言われ
た。自分は何もしなくても月24万5,000円の収入があるな
んて、とても良い話だと思い、消費者金融やカードローンで
500万円を借金して契約した。ところが、レンタル料の入金
がない。このままではレンタル料から支払うつもりだった
月々10万円の借金返済ができない。解約して500万円を返
金してほしい。(20歳代 男性)

このような契約を、レンタルオーナー契約といいます。商
品を購入してオーナーになり、その商品をお貸し出すことでレ
ンタル料を受け取るというものです。

購入する商品には事例の他に、パチスロ機やコンテナなど
があります。契約時に、購入した商品を受け取っていないの
で、商品が本当に存在するのか、どこにレンタルされている
のかなどを確認できないことがほとんどです。

そもそも商品がない、レンタルなどされていないのであれ
ば、収入を得ることはできません。消費者金融やカードロー
ンの借金だけが残り、返済に困ることになります。業者が破
たんするリスクもあります。簡単にもうかる話はありません。
注意しましょう。

市政情報

求人・募集

案内・鑑賞

セミナー

カレンダー

公民館
スポーツ

健康・福祉

相談の案内

高齢者
中央図書館

子育て

コラム

ニュース

